

令和8年 天草市農業委員会第7回総会議事録

令和8年7月24日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	山下和弘	君	2番	猪原真滋	君
3番	淀川洋一	君	4番	黒川紀世子	君
5番	平岡敬則	君	6番	福島恵美	君
7番	光崎修二	君	8番	富崎ますみ	君
9番	野中幸廣	君	11番	赤崎保章	君
12番	榎田和壽	君	13番	鳴川哲広	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

10番	中村三千人	君
-----	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4名）

事務局長	木村英樹	係長	大塚晃輝
主査	野嶋美里	書記	小田優奈

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第42号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第44号	農地地用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第45号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第46号	非農地判断について
日程第8		報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 8 年天草市農業委員会第 7 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） ※会長あいさつ省略

○事務局（木村英樹君） ありがとうございます。本日は、10 番中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の方に移ります。議事の進行は会長にお願いいたします。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは 13 番鳴川委員、2 番猪原委員を指名します。

また審議に入る前に申し上げます。天草市農業委員会会議規則第 16 条により、総会は公開となっています。発言する際は、個人情報については十分ご注意くださいようお願いいたします。また、発言する際は、議長から指名されたのち、議席番号と名前を述べられてから簡明に発言をお願いします。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 916 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ約 〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。2 枚あります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。昨日、松下推進委員と現地の確認をいたしました。基盤整備されている圃場なんですけど、基盤整備以降耕作履歴がないんじゃないかなという事を松下推進委員は言っていました。ただここには整備して野菜を栽培されるという事ですので何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田348㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○13番(鳴川哲広君) 13番鳴川です。22日の日に現地確認を行いました。下の田んぼと畦がなく一枚のようになっておりますし、だいぶ何年も前から耕作されていますので何ら問題ないかなと思います。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑1300㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の北西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 1番山下です。7月20日地元の原田推進委員と現地確認に行っていました。譲受人が長年にわたって耕作されており今回売買という形で申請が上がっております。今事務局から説明があったとおり何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 1081 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇km、青色で着色した県道坂瀬川御領線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。7月21日に地元の田口推進委員と現地確認に行っていました。譲受人が長年にわたりまして管理をされております。そういう形で、お互い親戚という事で申請が上がっております。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑 1638 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。2枚あります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番（野中幸廣君） 9番野中です。19日に田中推進委員と現地確認を行ってまいりました。譲受人の方は〇〇の方で〇〇を経営されているようであります。野菜を栽培されるという事で何ら問題ないのかなと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 42 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1 番の件について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 518 ㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、近隣施設の駐車場が不足していたため、駐車場 15 台として利用しています。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日井上推進委員さんと見に行きました。この土地は申請者の親戚かなと、井上さんは言っていましたけど始末書の中で相続を機に分かったという事で、以前から私も井上さんも行く度にここは田んぼじゃんなど、おっしゃっていたので、気にはずっと、ここ何年かしていたので相続を機にやっと申請が上がってきたのかと思います。始末書も出ていますし、田としての耕作はもう無理だと思うので申請のとおりで仕方がないかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 447 ㎡

を自宅、倉庫、駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で 2 枚あります。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した土地が農地だったため、自宅、倉庫及び駐車場として利用しています。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 22 日地元の堤内推進委員と現地確認に行っていました。平成 6 年に新築という事で後で分かったことで始末書も上がっております。慎重なご審議をよろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 446 m²を住宅用地に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、申請があっております。筆界未定地となっていますが所有者が同じのため申請可能となっています。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。井上さんと確認に行きました。土地全体が農地となっておりましたが部分的に、始末書の中に昭和 36 年にお父さんがという事で、私が生まれるもっと前じゃないですけど、昔なのでそのままになっていたのかなと思いました。一部農地になっていましたが始末書も出されていますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 537 m²を住宅用地に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地として管理していた土地が農地であることが判明したため申請があっております。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。日曜日に浦上推進委員さんと確認に行きました。ここも昭和43年に建てられた家で増築も見られましたが、土地、建物を娘さんに譲ろうとして相続を機に農地であるという事が分かったのかなと思います。始末書も出ていますので、申請どおりよろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 432 m²を物置倉庫及び車庫に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する自宅の収納、駐車場が不足していたため、倉庫、車庫4台、駐車場3台として利用しています。資料③の6ページをご覧ください。

ださい。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、井上推進委員さんと現地確認に行きました。先ほどの駐車場と同じで、ずっとあそこもまだ農地だと気にされていた所がやっと始末書案件で出てきたので、これは見られたとおり農地としては活用できないと思います。周りはまだ水路が通っており水路の安全をちゃんと流れているかを確かめてきましたけども、そこはきちんとされていたので良かったなと思いました。申請どおりよろしくお願い致します。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 6 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 469 ㎡を住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落接続のため、例外的に許可することが可能になっています。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地として管理していた土地が農地であることが判明したため申請がっております。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 21 日地元の堤内委員と現地確認に行きまして。始末書も出ています。平成 9 年に実家に戻られてその時に農地であることが判明したという事で今回始末書が上がっております。慎重なご審議をよろしくお願い致します。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 7番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 10 m² を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地として管理していた土地が農地であることが判明したため、申請があっております。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日、井上推進委員さんと確認に行って参りました。画像や動画を見てわかると思いますけども狭い、細長いところで小さい農地になっていました。花壇として34年前から利用していたとし、始末書も出ています。よろしくお願いします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 8番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 89 m² を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地として管理していた土地が農地であることが判明したため、申請があっております。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されて

います。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 23 日地元の馬場推進委員と現地確認に行っていました。ただいま事務局より説明ありました、平成 3 年頃に通路を作ったとの事で、今回申請が上がっております。始末書も上がっております。慎重なご審議の程よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 5 ページをご覧ください。9 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 1064 m²を植林に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難だったため、植林として利用しています。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 23 日地元の馬場推進委員と現地確認を行いました。平成 10 年に申請人のお父さんが植林をされたという事で現在息子さんが〇〇に居るという事で、今回無断転用という事が分かって申請が上がっております。始末書も出されておりますので審議の程よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第4、議第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君） 資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑173㎡を贈与により取得し駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する自宅の駐車場が不足していたため、駐車場3台として利用されています。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員会のご意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君） 4番黒川です。先日現地確認に行っていました。事務局の説明どおり細い道路はあっても駐車する場所がないので困っている様子でした。何ら問題はないと思って見てまいりました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑367㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し、利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員会のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。19日に山下推進員と現地の確認を行いました。事務局の説明とおりであり、何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議お願いしたいと

思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 3番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 231 m²を売買により取得し住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し、利用する計画です。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。ここも 19 日に山下推進委員と現地の確認を行いました。2 番の案件と隣接する案件ですのでまあ事務局の説明どおりで問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 4 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 435 m²を売買により取得し、作業場、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する施設の作業場が不足し

ていたため、申請があつております。資料③の 14 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀世子君） 4 番黒川です。一昨日に現地確認に行つて参りました。当事者の方は船の修理工場みたいな事をしていて、船がいっぱい置き場所に困っていたようでした。お話を聞いてきたんですけど、ここを相談できたので良かったと言っていました。何ら問題ないと思って見てまいりました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○12 番（榎田和壽君） ちょっと質問が 4 番は下水道用地、下水道用地は何番。

○議長（山下和弘君） 下水道用地は 5 番です。4 番が〇〇町、5 番が〇〇町です。

○事務局（野嶋美里君） 今は 4 番です。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。次に 5 番の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君） 資料②の 7 ページをご覧ください。5 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑 17.95 m²を贈与により取得し、下水道用地として転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、漁業集落排水事業により管路が埋設されています。資料③の 15 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 23 日地元の堤内推進委員と現地確認に行つてまいりました。今事務局から説明があつたとおりですけども、私、今回寄付といった形での案件が初めてでしたので昨日いろいろ説明を受けたのですが問題無いという事でしたので始末書も上がっております。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、5 番の件につきまして、質疑は

ありませんか。

○12 番(榎田和壽君) この始末書の文面の意味がよくわからないんですけどね。これはどういう意味ですか。排水事業で管路を埋設してあります。で、このところを〇〇に寄付するわけですか。今回。

○事務局(野嶋美里君) はい。〇〇に寄付します。

○12 番(榎田和壽君) 〇〇に寄付するわけね、今回。今回の5条の申請書の譲受人が〇〇で譲渡人が〇〇さん。この申請は、始末書の中身が、管路がされていたことを、この管路は〇〇がしたんですか。

○事務局(野嶋美里君) はい。

○12 番(榎田和壽君) この漁業集落排水事業で〇〇がしたわけね。じゃあその段階でやっとかにやいかんわけよね。借地をして管路埋設をしたわけじゃなくて、公共用地として埋設してるんじゃないと。

○事務局(野嶋美里君) 地上権は〇〇です。

○事務局(木村英樹君) この土地はもともと〇〇さんの土地で地上権を設定して埋設してありました。畑のままですね。畑のまま地上権を設定して埋設してありました。

○12 番(榎田和壽君) 利用権を設定して。

○事務局(木村英樹君) 地上権ですね。なのでそのまま畑です。畑だったのでそのまま地上権だけ設定してありました。で、そのまま〇〇さんが整理をされてそこだけ埋設されて地上権が設定されていたので売れませんでした。それで今回〇〇に寄付採納を申し出て〇〇がもらうという事になったものですから今回この手続きとなりました。

○12 番(榎田和壽君) 基本的にこの漁業集落排水事業というのはそういう形で埋設していく事業になっていくわけですかね。

○事務局(木村英樹君) 基本的には公共用地に入れるんですけど、〇〇地区は家が密集しておりますので公道に入れられません。公道に入れられませんので地上権を設定して、分筆して埋設したというのを聞いています。

○12 番(榎田和壽君) はい、わかりました。

○議長(山下和弘君) よろしいですか。他に質疑ありませんか

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小田優奈君) 6番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑784㎡のうち363㎡を売買により取得し住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください

い。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し利用する計画です。資料③の 16 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。航空写真をお願いします。ここの申請地ですけどずっと住宅が少しずつ広がってきているようです。下の駐車場は〇〇の駐車場になっていてそこも少しずつ広がっているようで、もう農地としての活用をされていないので宅地として利用されるのがいいかなと思います。申請どおりで間違いありません。以上です。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 7 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田 2717 m²を売買により取得し建売住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地としての需要が見込まれるため、建売住宅 6 棟として利用する計画です。資料③の 17 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。ここは 21 日に山下推進委員と現地の確認をいたしました。ここは一昨年までハウスみかんを栽培されていた所で今年の初めか昨年ぐらいにハウスを解体されて現在更地になっているというところです。栽培自体は確か〇〇の方から来て

栽培されていたという事なので、まあ土地を所有者が貸していたというような状況だと山下推進委員はおっしゃられていました。事務局の説明どおりで間違いはないんですけども、まあ周囲は宅地化が進んでいる所で建売の住宅をここに建設して建てるという事ですので問題はないかと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。3条4条5条、淀川委員、黒川委員、富崎委員お疲れさまでした。すみません、8番お願いします。

○事務局（小田優奈君） 資料②の8ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田 1248 m²のうち 432.09 m²を売買により取得し、事務所用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していたため、事務所、駐車場4台として利用される計画です。資料③の18ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。航空写真は、まだこう農地として利用できそうな感じだったんですけど草払いもされていたそうです。井上さんで行ったので、井上さんの話ではそういう感じでした。ところが現地の写真になると、もう草に覆われて農地としての利用はないなと思いました。特に問題はないと思います。申請どおり大丈夫だと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。3名の農業委員の方、現地確認お疲れ様でございました。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第44号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 議第44号農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の9ページから63ページをご覧ください。

利用権の新規設定の計画が22件、再設定が72件、更新の計画が5件、再配分の計画が0件、利用権移転の計画が0件、合計99件で、筆数233筆、総面積が318,126㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の19ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） ただいま説明がありましたけれども、それぞれ担当地区の確認をお願いしたいと思います。それでは、本件につきまして質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（山下和弘君） 日程第6、議第45号、非農地証明書交付申請についてを議題とします。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 非農地証明書交付申請は、筆数全体37筆、面積28,255㎡となっております。資料③の20ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の64ページから66ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。

1番の地図です。黄色で着色した〇〇から南東へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。

次が2番、3番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇kmのところにあります。

次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。

次が4から16番の地図です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇km、〇〇kmのところに

あります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。次が現地の写真になります。全部で7枚あります。次は17から22番の地図です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。次が23から25番の地図です。黄色で着色した〇〇から西へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。次が26から30番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。次が31から36番の地図です。黄色で着色した〇〇から西へ約〇〇km、〇〇km南東へ約〇〇km、〇〇km、〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で5枚あります。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。次が37番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました案件につきまして再度写真で確認いたします。1番です。2番、3番、4番、5番です。6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番です。31番、32番、33番、34番、35番、36番、37番です。

○議長（山下和弘君） ご意見があれば伺いたいと思います。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第7、議第46号「非農地判断について」を議題といたします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 議第46号 非農地判断について、ご説明いたします。

この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、平成30年3月12日付け29経営第3242号の農林水産省経営局農地政策課長名で「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」の通知があっており、既に山林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は当該農地について農地に該当しない旨の判断をし農地台帳から除外するものとされており、利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、御所浦町牧島地区の農地350筆で、面積が

179,582.00 m²でございます。

これらの農地は、去る令和8年5月13日に農業委員の平岡委員と最適化推進委員の濱本委員、事務局職員の岩本・松下の計4名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。

非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。

このほか、法務局や市の課税課へも非農地判断した旨の情報提供を行う予定でございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(山下和弘君) ただいま説明がありました、ご意見があれば伺いたいと思います。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 意見がなければご異議ありませんか。

(異議なしの場合)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定いたします。

○議長(山下和弘君) 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(野嶋美里君) 資料②の84ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、田を畑として利用したいというものでした。

賃貸借合意解約が6件ありました。内容は記載のとおりです。

第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長(山下和弘君) それでは、本日提案されました審議を全て終了いたします。

閉 会 15時35分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

山下 和弘

署名委員

猪原 真滋

署名委員

鳴川 哲広